

## 【申請時の注意点】

### ～①住宅改修先と内訳書について～

介護保険の住宅改修は、被保険者証に記載の住所地の住宅を対象のみが対象です。また、施設入所中等で、一時帰宅のために行う住宅改修は、対象になりません。

事前申請の段階で内訳書になかった改修を行った場合や、改修内容を変更した場合は、住宅改修の対象とはなりません。

### ～②事前申請時に承諾書・同意書が必要となる事例～

- ・住宅の所有者が申請者とは異なる場合（承諾書）
- ・要介護（要支援）の新規又は区分変更の認定申請中（更新申請中で新たな有効期間に対する結果が出ていない場合も含む）に住宅改修を行う場合（同意書）
- ・病院や施設入所中に住宅改修の申請を行う場合（同意書）

## 【申請において、留意していただきたいこと】

介護保険による住宅改修の審査の一番の着眼点は、「理由書との整合性」です。

審査に対応するため「誰が見てもわかりやすい内容」に書類を作成し整えておく必要があります。

改修箇所が多い場合、理由書・平面図・写真・工事費内訳書に共通の番号を必ず振ってください。

### ～見積書及び工事費内訳書について～

改修の種類や箇所ごとに、商品部材名・部材単価・数量・取付施工費を詳細に記載してください。「〇〇工事一式 〇〇円」は不可です。

見積書の宛名は、被保険者本人のフルネームを記載してください。

### ～諸経費について～

諸経費の範囲は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくこととなりますが、次の諸経費は被保険者の自己負担となります。

#### （被保険者の自己負担）

- ・ 申請代行手数料
- ・ 写真現像料
- ・ 図面作成料（申請の為のもの）
- ・ 工事作業員の損害保険料等

### ～理由書について-1～

改修目的や期待効果の欄は具体的に記載してください。

#### 〔例〕浴室への手すり設置

△ 手すりを設置することで、安全に移動できる。

◎ 浴槽脇に縦手すりを1本設置することで、浴槽をまたぐ際のふらつきや転倒リスクが軽減され、安全に浴槽の出入りができる。

「どこに何をするか、その結果どのような効果が期待されるか」を具体的に記載していただくことで、改修の妥当性や改修後の状態、また、図面・写真・工事費内訳書との整合性を確認することができます。

### ～理由書について-2(手すり)～

・手すりの取り付けは、どこからどこまでの移動経路への取り付けか確認できるよう、動線の始点・終点を記載してください。

ex.「寝室からトイレまで」等。

なお、生活動線である必要があります。 **\*趣味や散歩等の理由は不可**

・既存の手すり（レンタル含む）がある場合、なぜ新たに手すりをつけなければならないのか説明してください。(老朽化に伴う付け替えは対象外です。)

・手すりを両側につける場合や特殊形状の手すりをつける場合、それが必要である理由を具体的に説明してください。

・要介護4・5の方が手すりを設置する場合は、歩行可能な状態かどうか、どうして歩行可能になったのか（ex.リハビリの効果等）を記載してください。

### ～理由書について-3～

玄関と勝手口、縁側等、外出のための経路が複数の場合、なぜその経路を利用するのか、その経路は生活動線なのか、具体的に記載してください。

※「老朽化に伴う改修」「新築・増築」「日常生活動作に関わらない動線（ex.リハビリのためや、今後必要になるであろう。）のための工事」等は介護保険による住宅改修の対象外となります。

### ～写真について～

・撮影目を必ず入れてください。欄外記載は不可です。

・改修前と改修後の写真は、同じ撮影方向にしてください。

・手すりやスロープの設置等の場合の事前写真は、完成イメージがわかるように写真に朱色で記入してください。

・周辺の状況がわかるように改修箇所全体が写った写真を添付してください。長い手すり等、1枚の写真に収まりきらない場合は、複数枚撮影して添付してください。

**手すり**は、取付け部分がきちんと確認できるように、カーテン・タオル・カレンダー等で隠れないように撮影してください。

**扉改修**は、扉の全景と、開いた状態・閉じた状態両方の写真を添付してください。(半開きでも可)

**床材変更**の事前写真は床の上に敷いてあるものをよけた状態の、床がすべて見える写真を添付してください。

**段差解消**は、段差部分にメジャー等をあて、改修前後でどの程度解消されるか確認できる写真を添付してください。(または、平面図に高さがどれくらいなのか示す+理由書にもどれくらいの高さなら昇降できるのかを具体的に示す)

※段差解消する箇所の幅が広い場合は、箇所全体の写真と、アングルに注意した段差部分がわかる写真 (メジャー等をあてたアップの写真の両方を添付してください。)

**踏み台**を設置したときは事後の申請に、固定部分が分かる写真を添付してください。

※「トイレ入り口」や「浴槽入り口」等の手すり取り付けや段差解消の場合は、扉を開けてその場所がどこであるか、また段差がわかるように撮影した写真を添付してください。

### ～平面図について～

・**屋内工事**の場合、たとえトイレや玄関の一部分の住宅改修であっても生活動線がわかるように住宅全体の平面図を作成してください。

・**屋外工事**の場合、住宅や私有地、公地の境界がわかるように作成してください。

・理由書に記載した動線の説明の裏付けとなるよう、単に「和室」「洋室」等と記載せず「居室」「寝室」等、部屋の用途を記載してください。

※改修後の状態がわかるよう、できるだけ朱線等で改修内容を図示してください。

※レイアウトの変更を伴う場合、改修前の状態と改修後の予定の状態がわかる図面を添付してください。

### ～承諾書について～

・1工事につき1枚必要です。以前に同住所・同対象者で工事をしていても、新たに工事を行う場合は新たに承諾書をとっていただく必要があります。

※共有名義の場合、所有者全員の承諾が必要です。(夫婦で所有していて、夫の工事を行う場合は妻からの承諾書が必要です。)

※1つの住宅に複数の被保険者がいる場合、それぞれの分として複数の工事を行う場合は、それぞれに承諾書が必要です。(同一日に申請でも、片方コピー等不可)

### ～領収証について～

・領収証の宛名は、被保険者本人のフルネームを記載してください。

(生活保護受給者は生活支援課)

・介護保険対象外の工事費用を含め領収証を発行する場合は、領収証の但し書きに介護保険対象分の金額を記載してください。

※受領委任払いを利用する方の領収証には、被保険者の自己負担分を記載することになりますが、計算上1円未満の端数がある場合は、被保険者が負担することになりますので、記載の際にご留意ください。

【例：1割負担の場合】

工事費用 10,004 円の場合

保険者負担分：10,004×0.9（9割）＝9,003.6 円

⇒ 9,003 円（1円未満切り捨て）

自己負担額：10,004－9,003＝1,001 円

### ～被保険者の負担割合について～

8月1日で、負担割合が切り替わります。

要介護（要支援）認定を持つ被保険者に7月末に「介護保険負担割合証」を発送します。必ずご確認ください。

以上